

## 旧上野台中学校サテライトオフィス入居事業者募集要綱

（令和5年2月14日）  
（告示第17号）

（趣旨）

第1条 この告示は、旧上野台中学校を活用して企業等を誘致し、働く場の確保や新たな人の交流を生むことにより、小川町東小川住宅団地地域住宅団地再生事業の推進と地域の活性化を図るため、入居事業者の募集について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 企業の本拠地から離れた場所に設置された事務所のことをいう。ただし、企業の本拠地としての利用を含むものとする。
- (2) 入居 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく契約更新のない定期建物賃貸借契約（以下「定期建物賃貸借契約」という。）を締結することをいう。

（名称及び所在地）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 旧上野台中学校

所在地 埼玉県比企郡小川町東小川2丁目22番地

（入居事業者）

第4条 このサテライトオフィスへの入居する者（以下「入居事業者」という。）は、町と住宅団地再生事業に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結し、地域の活性化に資する取組を行うものとする。

2 入居事業者は次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手續又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手續の申立てがなされていないこと。
- (3) 小川町暴力団排除条例（平成24年小川町条例第1号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどをしたと認められる者でないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員でないこと。
- (7) 納期限の到来している国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。

（賃料の額等）

第5条 各室の賃料の額等については町長が別に定めるものとする。

（賃借期間）

第6条 賃借期間は1年以上とし、期間は令和20年3月31日を超えないこととする。

（入居申込等）

第7条 入居を希望する事業者は、あらかじめ旧上野台中学校サテライトオフィス入居申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入居申込は、入居希望日の3か月前から受付を開始するものとする。ただし、施設開業前に入居申込についてはこの限りでない。

3 町長は、第1項の規定による入居申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は入居の決定を行う。

（契約締結）

第8条 前条の規定により入居の決定を行った場合は、町長と入居事業者とで別途、定期建物賃貸借契約（以下「契約」という。）及び協定を締結するものとする。

2 入居の決定後1か月以内に契約及び協定の締結ができなかった場合は、入居申込及び入居の決定は無効とする。ただし、特に町長が認める場合はこの限りでない。

い。

(保証金)

第9条 入居事業者は、前条の規定により締結する契約に従い、保証金を預け入れるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

旧上野台中学校サテライトオフィス入居申込書

年 月 日

小川町長 宛て

法人名

(又は屋号)

代表者名

旧上野台中学校サテライトオフィス入居事業者募集要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申込みます。

記

法人名 (又は屋号)	
所在地	
代表者(職・氏名)	
担当者(所属・氏名)	
電話番号	
E-mail	

提出書類一覧

- 1 旧上野台中学校サテライトオフィス入居申込書（様式第1号※本様式）
- 2 事業者概要書（様式第2号）
- 3 事業計画書（様式第3号）
- 4 誓約書（様式第4号）
- 5 法人登記履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）※法人の場合
- 6 定款の写し ※法人の場合
- 7 住民票及び身分証明書（運転免許証等）※個人の場合
- 8 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

様式第2号（第7条関係）

事業者概要書

所在地	
法人名 (屋号)	
代表者 (職・氏名)	
資本金	
従業員数	
沿革	
主な事業内容	
その他	

※ 沿革・主な事業内容について、会社案内パンフレット等を添付する場合は別添  
のとおりと記入してください。

様式第3号（第7条関係）

事業計画書

法人名（屋号）

(1) 入居を希望する室名称

	階・室名称	面積（㎡）
1	校舎棟 階	
2	校舎棟 階	
3	校舎棟 階	

(2) 事業概要

--

(3) 事業体制

例) 週●日 ○人、 連絡体制等を記入
---------------------

(3) 事業スケジュール

入居希望日	年 月 日	改修工事の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
例) 年 月 ~ 月		改修工事実施等	

(4) 住宅団地再生に資する地域活性化の取組

--

様式第4号（第7条関係）

誓約書

旧上野台中学校サテライトオフィス入居事業者募集要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づく入居申込を行うにあたり、下記の入居事業者の要件を満たしていることを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手續又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手續の申立てがなされていないこと。
- (3) 小川町暴力団排除条例（平成24年小川町条例第1号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどをしたと認められる者でないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員でないこと。
- (7) 納期限の到来している国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。

年 月 日

小川町長

宛て

所在地

名称

代表者氏名

印